移民、労働、送金

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

移民の規模

蒸気船は、物だけでなく人も運びました。1870年代以降、厦門（Amoy）、汕頭（Swatow）、広州（Canton）、海南からの船は、ますます多くの中国人移民をシンガポールに運びました。シンガポールは、マレー半島とオランダ領東インドの大部分への主要な入国港でした。ジョイス・イー（Joyce Ee）の中国人移民研究によれば、移民数は1838年–1839年に2,069人、1849年–1850年に10,928人でした。1890年までに年間の数字は95,400人に達し、1895年には190,901人に増加しました。[1] 1912年には、約25万人の中国人がシンガポールで上陸しました。[2]

これらの移民の大半は、シンガポールにとどまりませんでした。彼らはペラ州やセランゴール州の錫鉱山、ジョホールやスマトラの農園、地域の町々へ向かう途中でこの港を通過し、その多くは数年後に中国へ帰りました。それでも、島の人口構成を一変させるのに十分な数の人々が残りました。1871年の国勢調査では、シンガポールの住民は97,111人で、そのうち

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

54,572人が中国人でした。1901年には人口は228,555人に増加し、うち中国人は164,041人でした。1931年には557,745人に達し、そのうち中国人が418,640人、マレー人が65,014人、インド人が50,811人でした。

移民社会は圧倒的に男性中心でした。1901年の国勢調査では、中国人男性130,367人に対し、中国人女性はわずか33,674人でした。1890年代後半の時点で、シンガポール生まれの中国人は中国人人口の約10%にすぎませんでした。[3] 定住した現地生まれのコミュニティが成長したのは、戦間期になってからのことです。中国人人口に占める海峡生まれの中国人の割合は、1921年の25%から1931年には36%に上昇しました。[4] この人口動態の変化は、後述する移民制限とあいまって、後に独立国家の市民を形成することになる定住社会の基礎を築きました。

クレジット・チケット制度と苦力貿易

自ら渡航費を支払える移民はほとんどいませんでした。大半は信用で渡航しました。クレジット・チケット制度のもとでは、仲介業者や船長が運賃を立て替え、到着した移民を雇い入れる雇用主からそれを回収しました。その後、移民は働いて債務を返済しました。この制度はそれ自体が一種の金融でした。労働者の将来の賃金を、取引可能な債権に転換したからです。同時に、この制度は重大な濫用を招きやすいものでした。仲介業者、宿泊所の経営者、秘密結社が到着した移民を支配し、賃金や労働条件について欺き、その労働契約を最高値の入札者に売り渡しました。新客（sinkeh）と呼ばれた新来者の多くは、言葉も法律も自らの権利も知らないまま到着しました。

植民地政府は長い間、この取引を民間の手に委ねていました。しかし1870年代までに、その濫用は公のスキャンダルとなり、そこから利益を得ていた秘密結社は治安への脅威となっていました。政府は1877年、海峡植民地の中国人住民に関わるあらゆる事項を扱うため華民護衛司署（Chinese Protectorate）を設置し、やがてシンガポール、ペナン、マラッカに華民護衛司（Protector）を置くようになりました。その初代の長はウィリアム・

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ピカリング（William Pickering）でした。彼は北京語と福建語を流暢に話したシンガポール初の欧州人官吏で、1877年5月3日に華民護衛司（Protector of Chinese）に任命されました。[5]

華民護衛司署は苦力の周旋業者に登録を義務づけ、労働市場を仲介業者や秘密結社への依存から解放しました。その職員は到着した移民と面談し、家事使用人の労働条件を検査し、秘密結社が経営する売春宿から16歳未満の少女を保護しました。[6] 時とともに、華民護衛司署は中国人コミュニティ内の紛争解決においても秘密結社に取って代わりました。こうして植民地国家は、数十年にわたり公的な監督なしに運営されてきた労働市場の規制に乗り出しました。これは、今日の金融センターがあらゆる種類の仲介業者に適用している市場行為規制の初期の形態といえます。

インド人労働者とタミル移民基金

移民の第二の流れは南インドから来ました。インド人は1860年までにシンガポールで2番目に大きなコミュニティとなっていましたが、その後のインド人労働者の大半は半島の農園に吸収されました。[7] 1907年以前、農園は自らの費用で個別に労働者を募集していました。その方法は、ナーガパッティナム（Negapatam）のエージェンシー・ハウスを通じるか、ライセンスを受けた募集人、すなわちカンガーニ（kanganies）を通じるものでした。カンガーニの多くは、出身の村へ送り返された現場監督でした。募集された労働者は高くつき、渡航費を負担した雇用主は、より高い賃金を提示する競合相手に労働者を引き抜かれることが少なくありませんでした。この慣行はクリンピング（crimping）と呼ばれました。

1907年、海峡植民地はタミル移民基金条例（Tamil Immigration Fund Ordinance）を制定し、南インドからの労働者募集の資金を賄うための基金と移民委員会（Immigration Committee）を創設しました。インド人労働者の雇用主は基金に拠出金を支払い、基金が労働者の渡航費を負担しました。募集費用をすべての雇用主に分散させることで、基金は引き抜きの誘

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

因を取り除き、植民地政府にインド人労働者の流入を管理する手段を与えました。[8] 基金は後にインド移民基金（Indian Immigration Fund）と改称されました。カンガーニ制度は、インド政府が非熟練労働者の移住を禁止した1938年まで続きました。[9]

この基金は、雇用主の共通の目的のために法律によって創設され、公的な監督のもとで運営されるプール型の資金調達の仕組みでした。批判者たちは、基金が渡航費を負担した労働者よりも雇用主にはるかに大きな利益をもたらしたと論じています。手法としては、シンガポールが後に社会的・経済的目的のために用いることになる法定基金を先取りするものでした。その例は、第D部第I章で検討する中央積立基金（CPF）から、職業訓練や外国人労働者の雇用の財源となる賦課金にまで及びます。

送金：僑批（qiaopi）の取引

移民たちは、故郷の家族を養うために働きました。彼らが送ったお金は、地域で最大級の資金の流れの一つを形成しました。中国人の送金は僑批（qiaopi）として送られました。これは、海外の中国人が故郷の家族に宛てて、手紙とお金を一つの封筒に入れて送るものです。水客（shuike）と呼ばれる運び人は、12月の北東モンスーンに乗ってシンガポールへ航海し、6月の南西モンスーンに乗って手紙と現金を携え中国へ戻りました。後には送金業者である僑批局（qiaopiju）がこの事業を引き継ぎ、銀行制度と郵便を利用して資金を送るようになりました。初期の配達手数料は送金額の10%から20%に達しましたが、競争の激化に伴い約3%にまで低下しました。[10]

この取引は、方言集団や宗親会のネットワーク内の信頼に基づいていました。シンガポールの送金業者は、福建省や広東省の特定の地区出身の移民を顧客とし、彼らの故郷の町にいるコレスポンデントと連携していました。コレスポンデントがお金を届け、返信を集めたのです。送金の大半は少額でした。80%超が300元未満であり、1937年まで銀行と郵便が扱った

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

のは取引の5分の1未満にすぎませんでした。英国当局は、シンガポールの送金業者に対し、書簡に消印を押させ、中国人向けの郵便分局を通じて送らせることで、この取引を規制しました。この取引の文書は、2013年にユネスコ「世界の記憶」に登録されました。[11]

送金業者は、シンガポールの中国人が自らのニーズのために創設した最初の金融機関の一つでした。送金業者は国境を越えて資金を移転し、通貨を両替し、コレスポンデントのネットワークを通じて残高を決済しました。本部第III章で検討する20世紀初頭に設立された中国系銀行のいくつかは、この送金取引の上に事業を築きました。コミュニティのネットワークへの信頼に基づく非公式な価値移転という同じ構造は、今日、規制当局が懸念する形で存続しています。第H部第III章では、現在、送金・決済事業を規律しているマネーロンダリング防止規則を検討します。

経済インフラとしての移民

シンガポールを通過した労働力は、本部第IV章で検討するマラヤの錫とゴムの経済を築きました。それは港そのものも築きました。中国人とインド人の労働者が船に石炭を積み込み、貨物を荷役し、ドックや埋立地を建設し、倉庫や加工工場で働いたのです。継続的な労働力の供給がなければ、蒸気と電信の技術もほとんど役に立たなかったでしょう。

金融センターにとって、移民は三つの永続的な帰結をもたらしました。第一に、アジア全域に家族と事業のつながりを持つ人口を生み出し、それが第I部で検討する地域ネットワークの基礎となりました。第二に、送金から貯蓄に至るまで、ささやかな資力の人々の間に金融サービスへの需要を生み出しました。第三に、人の移動の規制を植民地国家の中心的な機能としました。この機能は、第J部第IV章で検討するように、独立後のシンガポールが外国人材と外国人労働者の管理において維持しています。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

注

1. Joyce Ee, “Chinese Migration to Singapore, 1896–1941”, *Journal of Southeast Asian History*, vol. 2, no. 1, March 1961, 33–51（抜粋、cambridge.org、2026年11月最終閲覧）：1838年–1839年に2,069人、1849年–1850年に10,928人。“By 1890 the annual figure had risen to 95,400”。1895年に190,901人。 ↩

2. Library of Congress Country Studies, *Singapore*, “Colonial Singapore”（2026年11月最終閲覧）：“Some 250,000 Chinese alone disembarked in Singapore in 1912”。 ↩

3. Wikipedia, “Demographics of Singapore”（2026年11月最終閲覧）、歴史的国勢調査表：1871年、総数97,111人（中国人54,572人、マレー人26,148人、インド人11,610人）。1901年、総数228,555人（中国人164,041人、マレー人36,080人、インド人17,824人）。1931年、総数557,745人（中国人418,640人、マレー人65,014人、インド人50,811人）。Wikipedia, “Immigration to Singapore”（2026年11月最終閲覧）：1901年の国勢調査では中国人男性130,367人、中国人女性33,674人。“by the late 1890s only around 10% of the Chinese population were native-born in Singapore”。 ↩

4. Library of Congress Country Studies, *Singapore*, “Between the World Wars”（countrystudies.us/singapore/7.htm、2026年11月最終閲覧）：海峡生まれの中国人は“increased their share of Singapore’s Chinese population from 25 percent in 1921 to 36 percent in 1931”。 ↩

5. Wikipedia, “William A. Pickering”（2026年11月最終閲覧）：“on 3 May 1877”に“Protector of Chinese”の肩書で任命された。“the first European official in Singapore who could speak fluent Mandarin and Hokkien”。 ↩

6. Wikipedia, “Chinese Protectorate”（2026年11月最終閲覧）：“The institution was established in 1877 to handle all matters related to the Straits Settlements’ Chinese residents”。シンガポール、ペナン、マラッカに護

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

衛司署が置かれ、それぞれ華民護衛司が率いた。Wikipedia, “Chinese Protectorate”（2026年11月最終閲覧）：苦力の周旋業者は華民護衛司署への登録を義務づけられ、労働市場は仲介業者や秘密結社への依存から解放された。家事使用の検査。秘密結社が経営する売春宿からの16歳未満の少女の保護。公司（kongsi）を含む中国人団体の登録。 ↩

7. Wikipedia, “History of Singapore”（2026年11月最終閲覧）：“By 1860, the Indians had become the second-largest ethnic group”。 ↩

8. Pushpavalli A. Rengasamey and Sivachandralingam Sundara Raja, “The Role of and Development of the Tamil Immigration Fund in Malaya, 1907–1938”, *SARJANA*, vol. 27, no. 2, 2012, 38–49（要旨、2026年11月最終閲覧）：基金は南インドから労働者を募集するため、1907年にタミル移民基金条例に基づき設立された。1907年以前、農園はナーガパッティナムのエージェンシー・ハウスまたはライセンスを受けたカンガーニを通じて募集していた。クリンピング。基金と移民委員会は、英国がインド人労働者の流入を管理するのに役立った。 ↩

9. 二次文献：基金はインド移民基金（1912年）、南インド労働基金（South Indian Labour Fund、1958年）と改称された。カンガーニ制度は、インド政府が非熟練労働者の移住を禁止した後、1938年に廃止された。 ↩

10. Wikipedia, “Qiaopi”（2026年11月最終閲覧）：僑批は“consisted of a letter and money sent by overseas Chinese to their families back in China”（Benton and Liu, 2018を引用）。Wikipedia, “Qiaopi”（2026年11月最終閲覧）：水客は12月の北東モンスーンに乗ってシンガポールへ航海し、6月の南西モンスーンに乗って戻った。初期の配達手数料10–20%は約3%に低下した。送金の80%超が300元未満であった。1937年まで銀行と郵便が扱った僑批は20%未満であった（Benton and Liu, 2018）。 ↩

11. Wikipedia, “Qiaopi”（2026年11月最終閲覧）：シンガポールの僑批取引は英国によって規制され、英国は中国人向けの郵便分局を設置し

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

た。シンガポールのすべての僑批局は、僑批を“stamped and sent through the Chinese sub-post office”することを義務づけられていた（Kua, 2019）。Wikipedia, “Qiaopi”（2026年11月最終閲覧）：2012年にアジア太平洋地域「世界の記憶」に、2013年に国際「世界の記憶」に“Qiaopi and Yinxin”の名称で登録された。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com